

移動体衛星通信サービス契約約款

令和 7 年 10 月 1 日



【目次】

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更等
- 第3条 取扱制限

第2章 使用契約

- 第4条 サービスの種類
- 第5条 使用契約の単位等
- 第6条 外国関係主管庁等の許可の取得
- 第7条 使用申込の承諾等
- 第8条 運用開始日の通知
- 第9条 使用契約者の氏名等の変更
- 第10条 使用契約に基づく権利の譲渡
- 第11条 使用契約者の地位の承継
- 第12条 使用契約者が行う使用契約の解除
- 第13条 破産等による使用契約の解除
- 第14条 当社が行う使用契約の解除
- 第15条 端末設備の亡失等による使用契約の解除
- 第16条 使用契約者の義務
- 第17条 利用中止等
- 第18条 利用停止
- 第19条 料金
- 第20条 通信料の支払義務
- 第21条 割増金
- 第22条 延滞利息

第3章 付加機能等

- 第24条 付加機能の提供

第4章 共通事項

- 第25条 責任の制限
- 第26条 準拠法及び合意管轄裁判所
- 第27条 使用契約者に係る情報の利用

附 則

料金表

1. イリジウムサービス

- 1) 使用契約料
- 2) 通信料等

2-1) イリジウム音声サービスに係るもの

- (1) 基本料および通信料
- (2) その他事項

2-2) イリジウムショートバーストデータサービスに係るもの

- (1) 基本料および通信料
- (2) その他事項

2-3) イリジウムオープンポートサービスに係るもの

- (1) 基本料および通信料
- (2) その他事項

2-4) イリジウムCertusサービス(Certus700 設備用)に係るもの

- (1) 基本料および通信料
- (2) その他事項

2-5) イリジウムCertusサービス(Certus200 設備用)に係るもの

- (1) 基本料および通信料

(2)その他事項

2-6) イリジウム PTT サービスに係るもの

(1)基本料および通信料

(2)その他事項

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は移動体衛星通信サービス契約約款（以下「約款」といいます。）の定めるところにより、移動体衛星通信サービス（以下「サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更等）

当社は、この約款を変更することができます。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

第3条（取扱制限）

本サービスの取扱いに関しては、日本又は外国の法令等、当社が提携する外国通信事業者の定めるところにより制限されることがあります。当該制限によって本サービスが制限を受けた場合でも、当社は責任を負わず、また利用代金は減額されません。

第2章 使用契約

第4条（サービスの種類）

当社は、次の移動体衛星通信サービスを提供します。

- (1) イリジウムサービス

第5条（使用契約の単位等）

当社は、本サービスを使用する方との間で、使用契約を1の端末設備ごとに締結します。

2. 使用契約を締結できる方は、1の使用契約につき、1人に限ります。

第6条（外国関係主管庁等の許可の取得）

当社と本サービスの使用契約を締結した方（以下「使用契約者」という）は、本サービスに必要な端末設備を本邦外で使用するにあたって、事前に同端末設備の持ち込みおよび使用を希望する対象国の電気通信関係主管庁その他の関係主管庁等（以下「外国関係主管庁等」といいます。）から、当該国内への同端末設備の持ち込みおよび当該国内での同端末設備の使用のための許可を取得しなければなりません。

第7条（使用申込の承諾等）

当社は、受け付けた順序に従って使用申込を承諾します。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、使用申込を承諾するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用申込を承諾しないことがあります。当社は使用申込を承諾しない場合、その理由を開示する義務を負わず、また使用申込を承諾しなかったことについて何らの責任を負いません。
 - (1) 使用申込者が、本サービスに係る料金、割増金又は遅延損害金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 本サービスの提供が、技術的に著しく困難であるとき。
 - (3) 使用申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
 - (4) 本サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - (5) その他本サービスについて使用申込を承諾することが不適切と考える事情があるとき

第8条（運用開始日の通知）

当社は、速やかに書面により使用契約者に運用開始日を通知します。

2. 使用契約者は、前項の運用開始日以降でなければ、端末設備を使用することはできません。

第9条（使用契約者の氏名等の変更）

使用契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを契約事務を行う当社の事業所に通知してください。

第10条（使用契約に基づく権利の譲渡）

使用契約に基づいて当社から移動体衛星通信サービスの提供を受ける権利は、当社の承諾を条件に第三者に譲渡することができます。

- 前項に規定する権利の譲渡は、当社所定の譲渡承認請求書を当社に提出してその承認を得たときにその効力を生じるものとします。
- 当社は、前項の規定により譲渡の承認を求められたときは、第7条（使用申込の承諾等）第2項及び第3項に準じて、これを承認します。
- 前項の権利の譲渡があったときは、譲り受けた方は、使用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

第11条（使用契約者の地位の承継）

使用契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、使用契約者の地位を承継します。

- 前項の規定により使用契約者の地位を承継した方は、承継の日から6か月以内に使用契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知してください。
- 第1項の場合において、相続により使用契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更したときも同様とします。
- 前項の規定による代表者の通知がないときは、当社が、代表者を指定します。

第12条（使用契約者が行う使用契約の解除）

使用契約者は、使用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の当社の7営業日前までに、書面によりその旨を契約事務を行う当社の事業所に通知してください。

第13条（破産等による使用契約の解除）

当社は、使用契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその使用契約を解除します。

第14条（当社が行う使用契約の解除）

当社は、当社が提携する外国通信事業者がサービスの提供を終了したとき、使用契約者との使用契約を解除します。

- 当社は、第18条（利用停止）の規定により利用停止をした場合において、使用契約者がなお第18条のいずれかに該当する場合は、その使用契約を解除することができます。また、使用契約者が第18条のいずれかに該当する場合で、その行為が当社の業務の遂行に支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちに使用契約を解除することができます。当社は、この規定により使用契約を解除するときは、その旨を使用契約者に通知します。

第15条（端末設備の亡失等による使用契約の解除）

天災、事変その他使用契約者の責めによらない事由により端末設備が亡失したときは、その日以降、使用契約は解除されたものとします。

第16条（使用契約者の義務）

使用契約者は、本サービスの利用にあたり次の各号を守るものとします。

- 本サービスに及びその利用に関係する日本及び外国の法令等、および本約款の内容を含む当社との間の合意内容を遵守すること。
- 本サービスに係る伝送交換の取扱いに妨害を与える行為をしないこと。
- 犯罪行為、他人の著作権その他権利を侵害する行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為をしないこと。
- 使用契約者は、前項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、使用契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負うものとします。

第17条（利用中止等）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。当該利用の中止について、当社は損害賠償責任を負いません。

- 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 天災、事変その他の非常事態の発生又は電気通信設備の障害その他の事由により、通信が著しく遅延し、又は遅延するおそれがあると当社が認めたとき。

- (3) その料金月における本サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が認めたとき。

第18条 (利用停止)

当社は、使用契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、6か月以内の期間(本サービスの料金等を支払わない場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間)を定めて、本サービスの通信を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの料金、割増金又は遅延損害金を支払わないとき。
 - (2) 第16条(使用契約者の義務)の規定に違反したとき、または違反のおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社又は当社の協定事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を使用契約者に通知します。

第19条 (料金)

当社が定める本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。使用契約者は、請求書に指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、その料金を支払わなければなりません。

第20条 (通信料の支払義務)

その通信の発信のあった端末設備の使用契約者は、本サービスについて、当社が測定した有料情報量または通話時間と料金表の規定に基づいて計算される通信料の支払いを要します。

2. 使用契約者は、前項の表の第1項の通信料であって、使用契約者以外の方が行った本サービスに係る通信料についても、当社に対し支払いの責任を負っていただきます。

第21条 (割増金)

本サービスに関する料金を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第22条 (延滞利息)

本サービスの料金、割増金(以下本条において「料金等」といいます。)の支払義務者は、請求書に指定する期日(以下本条において「支払期日」といいます。)を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第23条

(削除)

第3章 付加機能等

第24条 (付加機能の提供)

当社は、使用契約者等からの請求があったときは、次の各号の場合を除いて、料金表に定める付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した方が、付加機能に係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 第14条(当社が行う使用契約の解除)、第17条(利用中止等)、第18条(利用停止)の規定は、付加機能の提供に準用します。当該規定が適用される場合、付加機能の利用もできません。

第4章 共通事項

第25条（責任の制限）

使用契約者が本サービスにより被った事故または損害等については、当社は、その原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、使用契約者はこれをあらかじめ了承するものとします。

2. 本サービスまたはこの約款に関連して、前項にかかわらず当社が使用契約者に対して損害賠償責任を負う場合でも、損害の法的性質にかかわらず、当社の損害賠償の金額は損害発生前6ヶ月間に当社が受領した本サービスの対価の金額を上限とします。

第26条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本サービス及びこの約款の準拠法は日本法(ただし法の抵触に関するルールは除きます。)とします。この約款に基づき権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもつて管轄裁判所とします。

第27条（使用契約者に係る情報の利用）

当社は、使用契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款(料金表を含みます。)の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーの通りとします。

2. 業務の遂行上必要な範囲での利用には、使用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

附則

（実施期日）

この約款は、平成15年3月1日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成15年3月26日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年7月15日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年4月2日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年9月22日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

ただし、この改正料金表実施前に締結しているイリジウムオープンポートの契約は従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附則

イリジウムサービスのうち、イリジウム音声サービスに係る月途中での解約時の取り扱いを変更します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

附則

イリジウムサービスのうち、イリジウム音声サービスに係る基本料を変更します。

イリジウムサービスのうち、イリジウムオープンポートサービスに係る月途中での解約時の取り扱いを変更します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

附則

イリジウムサービスに、イリジウムCertusサービスに係る規定を追加します。また、イリジウムオープンポートサービスに係る規定の一部を削除します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。ただし、イリジウムCertusサービスのDSGシェアリングオプションは令和元年5月1日から適用します。

(経過措置)

この改正規定の実施前に、旧契約約款の規定によりなされた申込み、承諾等の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則

イリジウムサービスに、イリジウムPTTサービスに係る規定を追加します。

(実施期日)

この改正規定は、令和2年1月10日から実施します。

附則

スラーヤサービスの料金表より、廃止された発信先区分への料金を削除します。

(実施期日)

この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。

附則

消費税法改正に伴う税込価格表示への変更

(実施期日)

この改正料金表は、令和3年4月1日から実施します。

附則

イリジウムサービスのうち、イリジウムオープンポートサービスに係る基本料および通信料を変更し、これに伴い、プラン数を変更します。

(実施期日)

この改正料金表は、令和3年6月1日から実施します。

附則

イリジウムCertusサービスに係る規定をイリジウムCertusサービス(350/700設備用)に係る規定とし、別にイリジウムCertusサービス(200設備用)に係る規定を追加します。

(実施期日)

この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

附則

イリジウムサービスに、イリジウムCertusランドサービスに係る規定を追加します。

(実施期日)

この改正料金表は、令和4年9月1日から実施します。

附則

イリジウムサービスのうち、イリジウム音声サービスおよびイリジウムPTTサービスに係る基本料、規定を変更します。

(実施期日)

この改正料金表は、令和5年1月1日から実施します。

附則

イリジウムサービスのうち、イリジウムオープンポートサービスに係る基本料および通信料を変更します。

(実施期日)

この改正料金表は、令和5年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正料金表は、令和 7 年 2 月 14 日から実施します。

附則

第 23 条と、イリジウムCertusランドサービスおよびスラーヤサービスに係る規定を削除します。イリジウム Certusサービス(Certus700 設備用)およびイリジウムCertusサービス(Certus200 設備用)に係る規定を変更します。

(実施期日)

この改正規定、改正料金表は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正料金表は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

【料金表】

1. イリジウムサービス

1) 使用契約料

料金種別	単位	料金額(税込価格)
イリジウム音声サービス使用契約料 イリジウムショートバーストデータサービス使用契約料 イリジウムPTTサービス使用契約料	1の契約ごと	11,000円
イリジウムオープンポートサービス使用契約料 イリジウムCertusサービス使用契約料	1の契約ごと	13,200円
上記のうち、航空機に設置した端末設備に関する使用契約料	1の契約ごと	27,500円

2) 通信料等

2-1) イリジウム音声サービスに係るもの

(1) 基本料および通信料

料金種別	単位	料金額(免税)	
		プラン1	プラン2
基本料	月額	12,600円	11,600円
加入電話または携帯電話あて	20秒ごと	55円	63円
イリジウムサービスあて	20秒ごと	35円	40円
他の衛星携帯電話システムあて	20秒ごと	500円	572円
ボイスメールボックスあて	20秒ごと	35円	40円
2ステージダイヤルによる着信	20秒ごと	70円	80円
ショートメッセージ	1通ごと (英数字のみ160文字まで)	50円	58円
電子メール	1通ごと (英数字のみ、 宛先を含め160文字まで)	50円	58円

備考)

- ① 当社は、基本料の支払いにおいて、利用を開始する期日又は本契約を解約する期日が料金月の途中であった場合、その料金月の基本料を次のように請求します。この規定において、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
 - ア 月の初日以外の日から使用を開始した場合
使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額
 - イ 月の末日以外の日に使用契約を解除した場合
月の初日から末日までの月額基本料の全額
- ② 使用契約者は、音声サービスにかかるプラン1とプラン2間の料金プランを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より、変更後の料金プランが適用され、月の途中での料金プランの変更及び基本料等の日割りはできません。
- ③ 通信料については、プリペイド使用時を除きます。
- ④ プラン1、プラン2は、それぞれ当社が指定する端末により利用可能です。
- ⑤ 当社は基本料の支払いにおいて、3ヶ月の最低契約期間を設定します。最低契約期間は、利用を開始した月から起算します。契約者は、最低契約期間の途中で本契約の解除を請求する場合、違約金を支払わなければなりません。この違約金は、本契約の解約を請求した期日を含む料金月から最低契約期間までの残余月数に基本料を乗じて得られる額とします。

(2) その他事項

① 基本料の料金種別による通信料の減額適用	ア 次表に定める基本料の料金種別を選択している使用契約者は、その契約の端末設備からの通信(その通信の料金を当該契約者に課金する取扱いをさします。以下同じとします)に関する料金の月間累計額のうち、以下に規定する料金額までの支払を要しません。ただし、付加機能としてショートバーストデータサービス(Type-C)を利用している場合、ショートバーストデータサービス通信は本規定の対象外となります。	
	契約ごとに月額	基本料の料金種別
		支払を要しない額

プラン1	0円から2,000円までの部分
プラン2	0円から1,000円までの部分
イ 通信に関する料金の月間累計は、当社が定める料金月単位で行います。	
ウ 当社は、その料金月における基本料の支払を要する日数が、1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に上記の支払を要しない料金額の30分の1を乗じて得た額を、支払いを要しない料金額とします。	
エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げます。	
オ 上記に掲げる通信料の減額適用は、利用月の翌月繰越はありません。	

2-2) イリジウムショートバーストデータサービスに係るもの

(1) 基本料および通信料

料金種別	単位	料金タイプ		
		Type-A	Type-B	Type-C 2-1)音声サービス の付加機能
基本料	月額	3,000円 (免税)	10,000円 (免税)	3,000円 (免税)
データ通信料	1Kbyteごと	400円 (免税)	150円 (免税)	200円 (免税)
メールボックスチェック 料	1のメール チェックごと	2円 (免税)	2円 (免税)	2円 (免税)
登録料	1の契約ごと	-	-	1,100円 (税込価格)
設定変更手数料	1の設定変 更ごと	1,100円 (税込価格)	1,100円 (税込価格)	1,100円 (税込価格)

備考)

- ① Type-AおよびType-Bはショートバーストデータサービスのみを提供し、Type-Cは2-1項で規定したイリジウム音声サービスの付加機能としてショートバーストデータサービスを提供します。Type-Cをご利用の場合は、イリジウム音声サービス基本料および通信料に加えイリジウムショートバーストデータサービス基本料および通信料をお支払いいただきます。
- ② 当社は、基本料の支払いにおいて、利用を開始する期日又は本契約を解約する期日が、料金月の途中であった場合、その料金月の基本料を次のように請求します。この規定において、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。ただし、Type-Cのイリジウム音声サービス基本料に関しては2-1項に準じます。

ア 月の初日以外の日から使用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額

イ 月の末日以外の日に使用契約を解除した場合

月の初日から使用契約を解除した日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額

- ③ 使用契約者は、Type-A、Type-B間で料金プランを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より、変更後の料金プランが適用されます。なお、Type-Cについては、Type-A及びType-Bへの料金プランの変更はできません。
- ④ データ通信料は、1コールごとの千分の一単位までごとに測定したデータ量に、上の1単位の料金を乗じて得られる額とします。1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
- ⑤ データ通信における最低課金量は30byteとし、30byte未満の通信であっても30byteとして計算します。
- ⑥ メールボックス内に受信すべきメールがある場合においてはメールボックスチェック料は発生しません。Type-AおよびType-Bは、当社がショートバーストデータ専用として指定する端末により利用可能ですが、Type-Cは、当社が指定するショートバーストデータと音声を利用できる端末により利用が可能です。

(2)その他事項

① 基本料の料金種別による通信料の減額適用

ア 次表に定める基本料の料金種別を選択している使用契約者は、その契約の端末設備からの通信(その通信の料金を当該契約者に課金する取扱いをさします。以下同じとします)に関する料金の月間累計額のうち、以下に規定する料金額までの支払を要しません。

契約ごとに月額

基本料の料金種別	支払を要しない額
Type-B	0円から1,800円までの部分

イ 通信に関する料金の月間累計は、当社が定める料金月単位で行います。

ウ 当社は、その料金月における基本料の支払を要する日数が、1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に上記の支払を要しない料金額の30分の1を乗じて得た額を、支払いを要しない料金額とします。

エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げます。

オ 上記に掲げる通信料の減額適用は、利用月の翌月繰越はありません。

2-3) イリジウムオープンポートサービスに係るもの

(1) 基本料および通信料

料金プランに含まれる無料データ量(Mbyte)	月額基本料(免税)	無料データ量超過時の追加料金額(免税)(1kbyteごとに)
0	22,000円	3.00円
10	34,000円	2.40円
25	59,000円	1.80円
75	117,000円	1.40円
200	160,000円	1.10円
1000	313,000円	0.40円

料金種別	単位	料金額(免税)
加入電話または携帯電話あて通話	20秒ごと	45円
イリジウムサービスあて通話	20秒ごと	32円
他の衛星携帯電話システムあて通話	20秒ごと	681円
ボイスメールボックスあて通話	20秒ごと	32円
2ステージダイヤルによる着信通話	20秒ごと	70円

備考)

- ① 当社は、基本料の支払いにおいて、利用を開始する期日又は本契約を解約する期日が、料金月の途中であった場合、その料金月の基本料を次のように請求します。この規定において、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
- ア 月の初日以外の日から使用を開始した場合
使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額
- イ 月の末日以外の日に使用契約を解除した場合
月の初日から末日までの月額基本料の全額
- ② 使用契約者は、料金プランを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より変更後の料金プランが適用され、月の途中の料金プランの変更及び基本料等の日割りはできません。
- ③ データ通信料は、1コールごとの千分の一単位までごとに測定した有料情報量に上の1単位の料金を乗じて得られる額とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切上げます。
- ④ 通信料について、プリペイド使用時を除きます。

(2) その他事項

① 基本料の料金種別による通信料の減額適用	ア 次表に定める基本料の料金種別を選択している使用契約者は、その契約の端末設備からの通信(その通信の料金を当該契約者に課金する取扱いをさします。以下同じとします)に関する月間累計量のうち、月額基本料に含まれる音声及びデータに関する使用量に対する支払い(以下、控除可能額といいます)を要しません。	
	基本料に含まれるデータ(Mbyte)	支払を要しない使用量
	10	0Mbyte から 10Mbyte までの部分
	25	0Mbyte から 25Mbyte までの部分
	75	0Mbyte から 75Mbyte までの部分
	200	0Mbyte から 200Mbyte までの部分
	1000	0Mbyte から 1000Mbyte までの部分
イ 通信に関する使用量の月間累計は、当社が定める料金月単位で行います。		
ウ 控除可能額のうち音声に関わるものは、料金月内に生じた加入電話または携帯電話あて、ならびにイリジウムサービスあての通話を対象とします。また算出においては加入電話または携帯電話あての通話を優先し、支払を要しない使用量に余剰が生じた場合はイリジウムサービスあての通話を加えます。		

	<p>エ 当社は、その料金月における基本料の支払いをする日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いをする日数に控除可能額の30分の1を乗じて得たものを、支払いを要しない額とします。</p> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 上記に掲げる通信料の減額適用は、利用月の翌月繰越はありません。</p>
--	--

2-4) イリジウムCertusサービス(Certus700 設備用)に係るもの

(1) 基本料および通信料

料金プラン	月額基本料 (免税)	データ通信料単価 (免税)	料金プランに含まれる 無料データ量
OMBプラン	24,000円	3.2円/kbyte	なし
25MBプラン	53,000円	2.4円/kbyte	25Mbyte相当
50MBプラン	72,000円	1.6円/kbyte	50Mbyte相当
200MBプラン	128,000円	1.28円/kbyte	200Mbyte相当
500MBプラン	194,000円	0.84円/kbyte	500Mbyte相当
2GBプラン	285,000円	0.24円/kbyte	2,000Mbyte相当
5GBプラン	352,000円	0.18円/kbyte	5,000Mbyte相当
10GBプラン	512,000円	0.12円/kbyte	10,000Mbyte相当
VSAT 300MBプラン	80,000円	0.32円/kbyte	300Mbyte相当
VSAT 1GBプラン	128,000円	0.13円/kbyte	1,000Mbyte相当

備考)

① 月額基本料の金額は以下の通りとします。

ア 使用開始初月の場合、使用開始日からその月の末日までの日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額とします。ただし、月の初日から使用開始の場合は月額基本料の全額とします。1円未満の端数はこれを切り上げます。

イ 前月以前から継続使用の場合、月額基本料の全額とします。

ウ 解約月は解約日以降月末までの日数分の日割り計算は行わず、前2項に従って算出します。

② データ通信料の計算は以下の通り行います。

ア 利用されたデータ量を1通信ごとに1kbyte単位で積算します。対象のデータ通信にはIridium Messaging Transport(以下、IMTとする。)を含みます。

イ アで算出した月間のデータ量を積算し、利用総量を算出します。1kbyte未満の端数はこれを切り上げます。

ウ イで算出した月間の利用総量にデータ通信料単価を乗じて月間のデータ通信料を算出します。なお、1円未満の端数はこれを切り上げます。

エ 無料データ量が設定されているプランの場合、無料データ量にその契約のデータ通信料単価を乗じて得た額か、ウで算出した月間のデータ通信料額のいずれか小さい額を無料通信料とし、請求より控除します。無料データ量は翌月以降への繰り越しや未使用分の返金はできません。使用開始日が月の初日以外の場合の無料データ量は、使用開始日からその月の末日までの日数に1か月分の無料データ量の30分の1を乗じて算出するものとします。

料金種別	単位	料金額 (免税)
加入電話または携帯電話あて通話	20秒ごと	32円
イリジウムサービスあて通話	20秒ごと	23円
他の衛星携帯電話システムあて通話	20秒ごと	960円
ボイスメールボックス確認	20秒ごと	23円
2ステージダイヤルによる着信通話	20秒ごと	39円

備考)

③ 本表記載の通話料等の計算は以下の通り行います。

ア 1通話ごとに20秒を課金単位とし、料金種別ごとの単価を乗じて通話料を算出します。なお、20秒に満たない通話時間の端数は20秒に切り上げます。

イ プリペイドカードを使用した通話は、通話料算出から除外します。

ウ ア・イに従って算出した通話料を積算し、月間の音声通話料を算出します。なお、本サービスの音声通話料には無料通信料の設定はありません。

(2) その他事項

①契約条件	<p>ア 本サービスは船舶での利用向けに提供します。陸上・航空・IoTでは利用できません。</p> <p>イ 本プランの契約・利用には、海事向けCertus 700対応の衛星通信端末が必要です。海事向けではないCertus端末、Certus 700非対応の海事向けCertus端末では利用できません。</p>																						
②通信料の積算	<p>ア 通信料の積算は当社が定める料金月単位で行います。</p> <p>イ データ通信料・音声通話料については、料金月をまたぐ通信の場合や集計の遅延等により、一部通信について翌料金月分以降での請求となる場合があります。</p>																						
③料金プランの変更	<p>ア 料金プランは任意の月の初日付で変更することができます。月の途中での変更はできません。</p> <p>イ 料金プランの変更は、変更日前月の当社が別途定める営業日までに変更申込書を受理することにより適用します。</p>																						
④料金プランの最低利用期間と契約違約金	<p>ア 料金プランの最低利用期間を3ヶ月とします。なお、契約開始月・解約月は利用日数によらず1か月とみなします。イ 使用契約者がアの最低利用期間の満了前に契約を解除する場合や料金プランを変更する場合は、次表に定める契約違約金を一括してお支払いいただきます。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="676 720 949 754">料金プラン</th> <th data-bbox="949 720 1356 754">契約違約金(免税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="676 754 949 788">0MBプラン</td> <td data-bbox="949 754 1356 788">25, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 788 949 822">25MBプラン</td> <td data-bbox="949 788 1356 822">62, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 822 949 855">50MBプラン</td> <td data-bbox="949 822 1356 855">87, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 855 949 889">200MBプラン</td> <td data-bbox="949 855 1356 889">148, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 889 949 923">500MBプラン</td> <td data-bbox="949 889 1356 923">222, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 923 949 956">2GBプラン</td> <td data-bbox="949 923 1356 956">333, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 956 949 990">5GBプラン</td> <td data-bbox="949 956 1356 990">394, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 990 949 1024">10GBプラン</td> <td data-bbox="949 990 1356 1024">394, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 1024 949 1057">VSAT 300MBプラン</td> <td data-bbox="949 1024 1356 1057">473, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 1057 949 1087">VSAT 1GBプラン</td> <td data-bbox="949 1057 1356 1087">296, 000円</td> </tr> </tbody> </table>	料金プラン	契約違約金(免税)	0MBプラン	25, 000円	25MBプラン	62, 000円	50MBプラン	87, 000円	200MBプラン	148, 000円	500MBプラン	222, 000円	2GBプラン	333, 000円	5GBプラン	394, 000円	10GBプラン	394, 000円	VSAT 300MBプラン	473, 000円	VSAT 1GBプラン	296, 000円	<p>ウ 料金プランを変更する場合、変更期日から新たに最低利用期間を設定します。</p>
料金プラン	契約違約金(免税)																						
0MBプラン	25, 000円																						
25MBプラン	62, 000円																						
50MBプラン	87, 000円																						
200MBプラン	148, 000円																						
500MBプラン	222, 000円																						
2GBプラン	333, 000円																						
5GBプラン	394, 000円																						
10GBプラン	394, 000円																						
VSAT 300MBプラン	473, 000円																						
VSAT 1GBプラン	296, 000円																						
⑤VSATプランの契約条件	<p>ア 使用契約者が、当社が別途定める衛星通信サービス(以下、VSATサービスという)を当社と契約されている船舶に限り契約可能です。</p> <p>イ VSATサービスのバックアップとしてご利用いただく前提のプランであり、ご利用の船舶でのVSATサービスの契約がなくなるなど前提を満たさなくなった場合には、プランを変更いただきます。</p>																						
⑥その他	<p>ア IMTは本サービスで使用可能なデータ通信形態で、専用規格に沿ったアプリケーションサービス等で利用できます。なお、当社では対応サービスの紹介・技術支援その他のIMTに関するサポートは行いません。</p> <p>イ 2ステージダイヤルはイリジウムに接続する電話事業者がない国から本サービスの回線宛に通話を希望する場合に、別途規定のアメリカ合衆国の固定電話番号宛に電話をかけ、そこを介して本サービス回線に通話接続するサービスです。なお、当社では各国電話事業者のイリジウム宛・アメリカ合衆国宛国際電話の通話可否の案内その他の2ステージダイヤルに関するサポートは行いません。</p>																						

2-5) イリジウムCertusサービス(Certus200 設備用)に係るもの

(1) 基本料及び通信料

料金プラン	月額基本料 (免税)	データ通信料単価 (免税)	料金プランに含まれる 無料データ量
0MBプラン	15,000円	3.68円/kbyte	なし
10MBプラン	20,000円	2.08円/kbyte	10Mbyte相当
25MBプラン	40,000円	1.92円/kbyte	25Mbyte相当
50MBプラン	72,000円	1.6円/kbyte	50Mbyte相当
200MBプラン	128,000円	1.28円/kbyte	200Mbyte相当
500MBプラン	194,000円	0.84円/kbyte	500Mbyte相当
2GBプラン	285,000円	0.24円/kbyte	2,000Mbyte相当
5GBプラン	352,000円	0.18円/kbyte	5,000Mbyte相当
10GBプラン	512,000円	0.12円/kbyte	10,000Mbyte相当
VSAT 300MBプラン	80,000円	0.32円/kbyte	300Mbyte相当
VSAT 1GBプラン	128,000円	0.13円/kbyte	1,000Mbyte相当

備考)

① 月額基本料の金額は以下の通りとします。

ア 使用開始初月の場合、使用開始日からその月の末日までの日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額とします。ただし、月の初日から使用開始の場合は月額基本料の全額とします。1円未満の端数はこれを切り上げます。

イ 前月以前から継続使用の場合、月額基本料の全額とします。

ウ 解約月は解約日以降月末までの日数分の日割り計算は行わず、前2項に従って算出します。

② データ通信料の計算は以下の通り行います。

ア 利用されたデータ量を1通信ごとに1kbyte単位で積算します。対象のデータ通信にはIridium Messaging Transport(以下、IMTとする。)を含みます。

イ アで算出した月間のデータ量を積算し、利用総量を算出します。1kbyte未満の端数はこれを切り上げます。

ウ イで算出した月間の利用総量にデータ通信料単価を乗じて月間のデータ通信料を算出します。なお、1円未満の端数はこれを切り上げます。

エ 無料データ量が設定されているプランの場合、無料データ量にその契約のデータ通信料単価を乗じて得た額か、ウで算出した月間のデータ通信料額のいずれか小さい額を無料通信料とし、請求より控除します。無料データ量は翌月以降への繰り越しや未使用分の返金はできません。使用開始日が月の初日以外の場合の無料データ量は、使用開始日からその月の末日までの日数に1か月分の無料データ量の30分の1を乗じて算出するものとします。

料金種別	単位	料金額 (免税)
加入電話または携帯電話あて通話	20秒ごと	32円
イリジウムサービスあて通話	20秒ごと	23円
他の衛星携帯電話システムあて通話	20秒ごと	960円
ボイスメールボックス確認	20秒ごと	23円
2ステージダイヤルによる着信通話	20秒ごと	39円

備考)

③ 本表記載の通話料等の計算は以下の通り行います。

ア 1通話ごとに20秒を課金単位とし、料金種別ごとの単価を乗じて通話料を算出します。なお、20秒に満たない通話時間の端数は20秒に切り上げます。

イ プリペイドカードを使用した通話は、通話料算出から除外します。

ウ ア・イに従って算出した通話料を積算し、月間の音声通話料を算出します。なお、本サービスの音声通話料には無料通信料の設定はありません。

(2) その他事項

① 契約条件	ア 本サービスは船舶での利用向けに提供します。陸上・航空・IoTでは利用できません。 イ 本プランの契約・利用には、海事向けCertus200対応の衛星通信端末が必要です。海事向けではないCertus端末、Certus200非対応の海事向けCertus端末では利用できません。
--------	---

②通信料の積算	<p>ア 通信料の積算は当社が定める料金月単位で行います。 イ データ通信料・音声通話料については、料金月をまたぐ通信の場合や集計の遅延等により一部通信について翌料金月分以降での請求となる場合があります。</p>																		
③料金プランの変更	<p>ア 料金プランは任意の月の初日付で変更することができます。月の途中での変更はできません。 イ 料金プランの変更は、変更日前月の当社が別途定める営業日までに変更申込書を受理することにより適用します。</p>																		
④料金プランの最低利用期間と契約違約金	<p>ア 料金プランの最低利用期間を3ヶ月とします。ただし、契約開始月・解約月は利用日数によらず1か月とみなします。なお、0MB プラン・10MB プラン・25 MB プランには最低利用期間を設定しません。 イ 使用契約者がアの最低利用期間の満了前に契約を解除する場合や料金プランを変更する場合は、次表に定める契約違約金を一括してお支払いただきます。</p>																		
<table border="1" data-bbox="668 608 1351 923"> <thead> <tr> <th data-bbox="668 608 1049 653">料金プラン</th> <th data-bbox="1049 608 1351 653">契約違約金(免税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="668 653 1049 687">50MBプラン</td> <td data-bbox="1049 653 1351 687">87, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="668 687 1049 720">200MBプラン</td> <td data-bbox="1049 687 1351 720">148, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="668 720 1049 754">500MBプラン</td> <td data-bbox="1049 720 1351 754">222, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="668 754 1049 788">2GBプラン</td> <td data-bbox="1049 754 1351 788">333, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="668 788 1049 822">5GBプラン</td> <td data-bbox="1049 788 1351 822">394, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="668 822 1049 855">10GBプラン</td> <td data-bbox="1049 822 1351 855">394, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="668 855 1049 889">VSAT 300MBプラン</td> <td data-bbox="1049 855 1351 889">473, 000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="668 889 1049 923">VSAT 1GBプラン</td> <td data-bbox="1049 889 1351 923">296, 000円</td> </tr> </tbody> </table>	料金プラン	契約違約金(免税)	50MBプラン	87, 000円	200MBプラン	148, 000円	500MBプラン	222, 000円	2GBプラン	333, 000円	5GBプラン	394, 000円	10GBプラン	394, 000円	VSAT 300MBプラン	473, 000円	VSAT 1GBプラン	296, 000円	<p>ウ 料金プランを変更する場合、変更期日から新たに最低利用期間を設定します。</p>
料金プラン	契約違約金(免税)																		
50MBプラン	87, 000円																		
200MBプラン	148, 000円																		
500MBプラン	222, 000円																		
2GBプラン	333, 000円																		
5GBプラン	394, 000円																		
10GBプラン	394, 000円																		
VSAT 300MBプラン	473, 000円																		
VSAT 1GBプラン	296, 000円																		
⑤VSATプランの契約条件	<p>ア 使用契約者が、当社が別途定める衛星通信サービス(以下、VSATサービスという)を当社と契約されている船舶に限り契約可能です。 イ VSATサービスのバックアップとしてご利用いただく前提のプランであり、ご利用の船舶でのVSATサービスの契約がなくなるなど前提を満たさなくなった場合には、プランを変更いただきます。</p>																		
⑥その他	<p>ア IMTは本サービスで使用可能なデータ通信形態で、専用規格に沿ったアプリケーションサービス等で利用できます。なお、当社では対応サービスの紹介・技術支援その他のIMTに関するサポートは行いません。 イ 2ステージダイヤルはイリジウムに接続する電話事業者がない国から本サービスの回線宛に通話を希望する場合に、別途規定のアメリカ合衆国の固定電話番号宛に電話をかけ、そこを介して本サービス回線に通話接続する通話形態です。なお、当社では各国電話事業者のイリジウム宛・アメリカ合衆国宛国際電話の通話可否の案内その他の2ステージダイヤルに関するサポートは行いません。</p>																		

2-6) イリジウムPTTサービスに係るもの

(1) 基本料および通信料

料金種別	単位	契約プラン	
		3ヶ月契約	12ヶ月契約
基本料	PTT専用タイプ	月額	17,200円(免税)
	PTT・音声併用タイプ		21,500円(免税)
トークグループ エリア料金	スマートサイズ	1の トークグループ につき／月額	0円(免税)
	ミディアムサイズ		7,500円(免税)
	ラージサイズ		40,000円(免税)
	X ラージサイズ		90,000円(免税)
	ジャンボサイズ		220,000円(免税)
	スマートサイズ		20,000円(免税)
設定変更手数料	1の設定変更 ごと		3,300円(税込価格)

備考)

- ① 当社は、PTT専用タイプにはイリジウムPTTサービスを提供し、PTT・音声併用タイプにはイリジウムPTTサービスに加えて、2-1項で規定したイリジウム音声サービスを提供します。
- ② 当社は、PTT専用タイプにはイリジウムPTTの基本料を請求し、PTT・音声併用タイプにはイリジウムPTTの基本料に加えて、イリジウム音声サービスのプラン2相当の通信料を請求します。その場合の支払条件は2-1項に準じますが、同項(2)の①で規定する通信料の減額は適用されません。
- ③ 当社は、基本料の支払いにおいて、利用を開始する期日又は本契約を解約する期日が、料金月の途中であった場合、その料金月の基本料を次のように請求します。この規定において、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
 - ア 月の初日以外の日から使用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額

イ 月の末日以外の日に使用契約を解除した場合

月の初日から末日までの月額基本料の全額
- ④ 使用契約者は、PTT専用タイプとPTT・音声併用タイプとの間で契約タイプを変更することはできません。
- ⑤ 使用契約者は、最低利用期間が満了した後に契約プランを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より変更後の契約プランが適用され、月の途中の契約プランの変更及び基本料等の日割りはできません。
- ⑥ 使用契約者は、イリジウムPTTサービスのPTT・音声併用タイプを解約することで、2-1項規定のイリジウム音声サービスを契約することができます。その場合、当社はイリジウム音声サービス使用契約料を請求します。
- ⑦ 当社は、使用契約者が希望するトークグループの通信エリアサイズに応じて、1のトークグループにつき、トークグループエリア料金を請求します。そのトークグループエリア料金の支払いにおいて、利用を開始する期日又は利用を解約する期日が、料金月の途中であった場合、その料金月のトークグループエリア料金を次のように請求します。この規定において、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
 - ア 月の初日以外の日から使用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額トークグループエリア料金の30分の1を乗じて得た額

イ 月の末日以外の日に解除した場合

月の初日から末日までの月額トークグループエリア料金の全額
- ⑧ 当社は、使用契約者が希望するトークグループの通信エリアがスマートサイズのとき、契約端末台数がトークグループの無償設定に必要な規定端末台数に達しない又は達しなくなった場合は、1のトークグループにつき、トークグループ付加料金を請求します。トークグループ付加料金の支払いにおいて、利用を開始する期日又は利用を解約する期日が料金月の途中であった場合、次のように請求します。この規定において、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。なお、料

<p>金月の途中に契約端末台数がトークグループの無償設定に必要な規定台数に達した場合であっても、その適用は翌月からとします。</p> <p>ア 月の初日以外の日から使用を開始した場合 使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額トークグループ付加料金の30分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 月の末日以外の日に使用を解除した場合 月の初日から末日までの月額トークグループ付加料金の全額</p> <p>⑨ 使用契約者は、トークグループのエリアサイズを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より変更後のトークグループエリアが適用され、月の途中でのトークグループエリアの変更及び、トークグループエリア料金、トークグループ付加料金の日割りはできません。</p> <p>⑩ 当社は、使用契約者がトークグループの追加・変更・解除、及び契約済み端末のトークグループの登録変更を請求するとき、1の請求による作業に対して設定変更手数料を請求します。</p> <p>⑪ PTT専用タイプ、PTT・音声併用タイプは、それぞれ当社が指定する端末により利用可能です。</p>	
---	--

(2)その他事項

① 契約最低利用期間と契約違約金	<p>ア 最低利用期間は契約プランにかかわらず次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約プラン</th><th>最低利用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3ヶ月契約</td><td>3ヶ月</td></tr> <tr> <td>12ヶ月契約</td><td>12ヶ月</td></tr> </tbody> </table>	契約プラン	最低利用期間	3ヶ月契約	3ヶ月	12ヶ月契約	12ヶ月								
契約プラン	最低利用期間														
3ヶ月契約	3ヶ月														
12ヶ月契約	12ヶ月														
イ 最低利用期間は、利用開始の日が月初日の場合にあっては同日から、利用開始日が月初日でない場合にあっては、その翌月初日から起算します。	<p>ウ 使用契約者がアに定める最低利用期間満了前に契約を解除する場合は、次表に定める契約違約金を一括してお支払いいただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約プラン</th><th>契約違約金(免税)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3ヶ月契約</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>12ヶ月契約</td><td>40,000円</td></tr> </tbody> </table>	契約プラン	契約違約金(免税)	3ヶ月契約	20,000円	12ヶ月契約	40,000円								
契約プラン	契約違約金(免税)														
3ヶ月契約	20,000円														
12ヶ月契約	40,000円														
エ 契約プランは変更することができます。この場合、変更前の料金プランの最低利用期間が満了していなときは、ウに定める契約違約金を一括してお支払いいただきます。また、変更期日から新たに最低利用期間を設定します。															
② トークグループ利用の契約条件	同一トークグループの利用に当たっては、使用契約者が同一であることが条件となります。														
③ トークグループのエリアサイズとエリアの設定	<p>ア トークグループのエリアサイズは次表のとおり規定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリアサイズの種類</th><th>通信可能なエリア面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スモールサイズ</td><td>100,000 km²</td></tr> <tr> <td>ミディアムサイズ</td><td>300,000 km²</td></tr> <tr> <td>ラージサイズ</td><td>750,000 km²</td></tr> <tr> <td>X ラージサイズ</td><td>1,500,000 km²</td></tr> <tr> <td>ジャンボサイズ</td><td>2,250,000 km²</td></tr> </tbody> </table>	エリアサイズの種類	通信可能なエリア面積	スモールサイズ	100,000 km ²	ミディアムサイズ	300,000 km ²	ラージサイズ	750,000 km ²	X ラージサイズ	1,500,000 km ²	ジャンボサイズ	2,250,000 km ²		
エリアサイズの種類	通信可能なエリア面積														
スモールサイズ	100,000 km ²														
ミディアムサイズ	300,000 km ²														
ラージサイズ	750,000 km ²														
X ラージサイズ	1,500,000 km ²														
ジャンボサイズ	2,250,000 km ²														
イ トークグループのエリアは、使用契約者が当社が予め設定したエリアパターンの中から選択するか、使用契約者がエリアの中心位置とその範囲を指定するかのいずれかにより、当社が、別途指定するサービスツールを使って、設定するものとします。															
ウ イの定めにより使用契約者がエリアの中心位置とその範囲を指定する場合は、最大10個の円形又は長方形(円形の最小半径は75km、長方形の最小辺は150kmとします)により指定することとし、その面積の合計はアで定めるエリア面積を超えないものとします。															
④ 無償設定が可能なトークグループのサイズと個数、及びそれに必要なイリジウムPTTサービスの契約端末台数	<p>ア 無償設定が可能なトークグループのサイズと個数、及びそれに必要なイリジウムPTTサービスの契約端末台数を次表のとおり規定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>トークグループの数</th><th>必要となるイリジウムPTTサービスの契約端末台数</th><th>設定可能なトークグループのエリアサイズ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>5~9台</td><td rowspan="5">スモールサイズ</td></tr> <tr> <td>2</td><td>10~14台</td></tr> <tr> <td>3</td><td>15~19台</td></tr> <tr> <td>4</td><td>20~24台</td></tr> <tr> <td>5</td><td>25~29台</td></tr> </tbody> </table>	トークグループの数	必要となるイリジウムPTTサービスの契約端末台数	設定可能なトークグループのエリアサイズ	1	5~9台	スモールサイズ	2	10~14台	3	15~19台	4	20~24台	5	25~29台
トークグループの数	必要となるイリジウムPTTサービスの契約端末台数	設定可能なトークグループのエリアサイズ													
1	5~9台	スモールサイズ													
2	10~14台														
3	15~19台														
4	20~24台														
5	25~29台														

6	30~34台
7	35~39台
8	40~44台
9	45~49台
10	50~54台
11	55~59台
12	60~64台
13	65~69台
14	70~74台
15	75台~